

平成26年第9回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成26年9月24日(水)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 加藤和宣 委員 嶋谷珠美 委員 森下淑子	委員 檜垣昌子 委員 森岡謙二 教育長 内田隆
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 体育協会事務局長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	43号	教育委員会あて請願の審査について	不採択
2	44号	教育委員会あて請願の審査について	不採択
3	45号	東京都北区立学校第九次(平成28年度)適正配置方針について	承認
4	46号	東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
5	47号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	48号	東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則	承認
7	49号	東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	承認
8	50号	東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	承認

平成26年第9回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成26年9月24日(水) 13:30

- 加藤委員長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第9回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
- 日程第1、第43号議案「教育委員会あて請願の審査について」及び日程第2、第44号議案「教育委員会あて請願の審査について」を一括して議題に供します。
- ここで、第43号議案及び第44号議案の請願者から、趣旨説明の申し出がありましたので、許可したいと思います。
- また、趣旨説明の時間は、各5分以内をしたいと思います。ご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 ご異議ないものと認め、請願者からの趣旨説明を許可します。
教育委員会を休憩いたします。
- (午後1時35分 休憩)
(午後1時50分 再開)
- 加藤委員長 委員会を再開いたします。日程第1、第43号議案、「教育委員会あて請願の審査について」、事務局から説明をお願いいたします。
- 学校適正配置担当課長 委員長
- 加藤委員長 学校適正配置担当課長
- 学校適正配置担当課長 それでは、第43号議案、教育委員会あて請願の審査につきまして、補足の説明をさせていただきます。
- まず、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会についてです。これまでの報告の際にもご説明をさせていただいておりますが、この検討協議会は北区立学校適正規模等審議会の第三次答申を踏まえまして作成した、東京都北区立学校適正配置計画に基づきまして、平成24年5月にブロック内の区立小学校の適正配置に関すること、新しい学校づくりに関すること、ブロック内の教育環境の整備に関することについて協議をするために、町会・自治会代表、小中学校PTA代表、小中学校長、教育委員会事務局職員の計31名で構成されたものでございます。
- 協議の経過でございますけれども、平成24年5月22日に第1回協議会を開催いたしまして、平成26年8月26日の第13回検討協議会において、協議会方針の決定をもって解散するまでの間、協議会を13回、協議会の論点整備や資料精査のための幹事会を7回、また、清水小学校、梅木小学校、第三岩淵小学校の3校の保護者との教育委員会事務局との懇談会を5回、開催させていただきました。

主な点をご説明させていただきます。平成25年9月19日開催の第6回協議会におきましては、3小学校PTA会長から要求書が提出されました。内容につきましては、新校舎の建設について、跡地活用について、統合の時期について、学区域及び区域外通学の再編について、放課後子どもプランについてというようなものでございます。

この要求書を踏まえまして、平成25年11月に、協議会は北区長並びに教育委員会宛に要望書を提出させていただきました。平成25年12月3日の第8回協議会におきまして、北区長及び教育委員会からの回答を踏まえて協議を行い、平成26年1月22日、第9回協議会におきまして、ブロック内の小学校は2校とすること、清水小学校と第三岩淵小学校を統合すること、梅木小学校は存置することが決まりました。

4月16日の第11回協議会では、第9回協議会での教育委員会から学校の配置を決定するための方向性を示してほしいとの要望に対する回答を踏まえて協議を行い、今回は、学校の配置、学校統合に際して使用する学校施設、適正配置の実施時期について表決を行うこととなりました。

教育委員会の意見といたしましては、学校の配置については協議会において合意形成が図られることが望ましいと考えており、両校の校地についてはいずれも、統合新校の校地として十分な教育環境を展開することができる環境にあり、学校の校地として適切であると言えます。その上で、両校の通学区域の児童の居住状況や通学距離の観点から統合新校の位置を客観的に見ると、相対的には第三岩淵小学校の位置がより望ましい位置であるというものでございます。6月26日の第12回協議会では、統合新校の配置について表決を行い、清水小学校と第三岩淵小学校の統合新校は、現在の第三岩淵小学校の位置に配置することが決まりましたが、学校統合の際に使用する学校施設及び適正配置の実施時期については、協議の結果、次回の協議会の前に幹事会を開いて、論点整理や資料精査を行うこととなりました。

そして、8月26日の第13回協議会におきまして、協議の結果、適正配置の時期を平成28年4月にすること、統合新校を改築するまでの間、現在の清水小学校校舎を使用することを決定し、今後の統合新校の開設に向けた協議については、統合する両校の関係者を中心に構成する（仮称）統合推進委員会を設置して協議することとし、協議会は解散しました。

以上が、補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員

委員長

加藤委員長

森岡委員

森岡委員

担当の課長に質問なのですけれども、今、請願者の方からちょっと気になることがありました。それは、統合新校が使用する当面の用地を決定する投票が行われていた過程において、協議会の進行及び説明に不備があったのではないかなというようなことでございます。そういう協議会において、委員の皆さん、そのような指摘を受けたというこ

とはあったのでしょうか。

学校適正配置担当課長

委員長

加藤委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

第13回の協議会におきまして、委員の方からは進行及び説明の不備についての指摘はされてございません。なお、統合新校が使用する当面の用地を決定する投票の前に、事務局より投票の仕方を説明し、統合時の平成28年4月に使用する施設を記入していただくように、二度ご案内をさせていただきました。

森岡委員

ありがとうございます。

加藤委員長

ほかに、ご質疑。

檜垣委員

委員長

加藤委員長

檜垣委員

檜垣委員

私も質問ですけれども、請願者は、当該校以外のPTA代表は意思表示をしにくい立場にありました。また、協議会委員が出す判断が、大人社会の人間関係に大きく左右される危険性がありながらも、その対策が施されないまま採択にいたりましたとおっしゃっていますが、そのような事実はありましたか。

学校適正配置担当課長

委員長

加藤委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

協議会委員のメンバー構成につきましては、地域や保護者、学校関係者等の意向がバランスよく反映されるように配置してございます。また、各委員が外部からの圧力に影響を受けることなく意思決定ができるように、あらかじめ意見が分かれることが見込まれる事案の採択につきましては無記名投票にするなど、十分配慮をしております。以上でございます。

加藤委員長

ほかに。

嶋谷委員

委員長

加藤委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	私も質問をさせていただきます。請願者から、統合新校の最終地が第三岩淵小学校に決まったのだから、これまでは清水小学校が使用されるべきや、第三岩淵小学校児童は強者であり、清水小学校児童は弱者であるなどの誤解があることが認められていたにもかかわらずとおっしゃっていますけれども、協議会委員がそのような誤解をしていたということはございますでしょうか。 また、協議会委員からこのようなご指摘を受けたことは、ございますでしょうか。
学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	清水小学校のPTAの推薦委員の方から、小さいほうの子どもたちが、大きいほうの子どもたちにのみ込まれないように、せめて守ってあげたい。また、少しでもいいから清水小学校の気持ちをくんでいただきたいというような趣旨の発言はございましたが、それが他の委員の皆様が誤解をしたということが認められる事実はございませんでした。
森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	2点、お願いします。まず、協議会において、傍聴者が不当発言または不規則発言をした場合、どのような対応をするかというのをあらかじめ事務局の方で決めていましたでしょうか。もしありましたらその内容も教えていただけますでしょうか。 それからもう1点は、稲付中学校及び統合新校の改築時期について、協議会ではどのような説明を進めてこられたかということをお願いいたします。
学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	まず、1点目の不規則発言の件でございますが、傍聴人が不規則発言をした場合ですけれども、第1回の協議会におきまして、傍聴規定というものを定めてございます。内容といたしましては、傍聴人は静粛にしなければならない。傍聴席において、写真・映像等を撮影・録音をしてはならない。座長の指示に従わなければならない。傍聴人が規定に従わないときは、座長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場する

ことができるなどということを規定してございます。

13回の協議会におきましても、この規定に従いまして、不規則発言をした傍聴人を座長が退場をさせてございます。

次でございますが、稲付中学校と統合新校の改築時期についてです。中学校の改築は平成28年4月に統合した場合ですと、平成28年度に解体及び新校舎の建設工事に着手をしまして、統合4年目に新校舎が開設する予定であることを説明してございます。

また、統合新校につきましては、改築着手時期については未定であること、稲付中学校の統合新校の改築時期と重ならないように、また、いながら工事は行わないこと、改築の着手時期は最短で見込んだ場合であるということも説明してございます。

以上でございます。

加藤委員長 ほかにも、ご質問はありますか。

森岡委員 委員長

加藤委員長 森岡委員

森岡委員 1点だけ確認させてください。指定校変更については、協議会から北区教育委員会宛に提出された要望書の中の要望事項等を記憶しているのですけれども、いかがだったのでしょうか。

学校適正配置担当課長 委員長

加藤委員長 学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長 指定校変更につきましては、平成25年9月の第6回協議会におきまして、第三岩淵小学校、梅木小学校、清水小学校の3校のPTA会長から出された要求書の中で、通学区の再編及び統合時の指定校変更についてのご要望がございました。これを受けまして、平成25年11月に検討協議会から、北区長並びに北区教育委員会に要望書をいただいたというものでございます。

森岡委員 今のただいまの回答の3校のPTAの会長さんからの要望だったということですね。

学校適正配置担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

加藤委員長 ほかにも、ご質問はございませんか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長	<p>稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会において、2年半近くにわたって熱心なご議論をいただき、協議会の方針として取りまとめられた経緯につきましては、委員の皆様もご理解いただけたと思います。これまで、検討にご尽力いただきました協議会委員の皆様には深く敬意を表します。</p> <p>それでは、各委員の意見、態度表明をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
嶋谷委員	委員長
加藤委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	<p>これからは、稲付中学校サブファミリーの地域、保護者が一体となり、また、地域同士が一体となって新しい学校づくりに取り組んでいくことをお願いしなければいけないと考えます。教育委員会も力を合わせて、子どもたちのために新しい学校をすばらしいものにしていかなければなりません。そのためにも、今後十分な検討をお願いしたいと考えております。請願につきましては、不採択にするのがよいと思います。</p>
加藤委員長	ほかに。
森岡委員	委員長
加藤委員長	森岡委員
森岡委員	<p>教育委員会が策定した学校適正配置計画に沿って、地域の皆さん、保護者の皆さんが集まっていただき、適正配置について協議をしていただいているわけでございます。これまでも、田端中サブファミリー、稲付中のサブファミリー、そして、今年度からは滝野川紅葉中サブファミリーブロック、そして明桜中のサブファミリーブロックで、皆様に協議をしていただいております。これからの適正配置も鑑みて、教育委員会としてはきちんと筋が通るように決定していかなければいけないと思っております。</p> <p>稲付ブロック協議会方針を私は尊重して、請願は不採択とするのがよいと私も思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	<p>今回の場合は、稲付中学校の改築工事が重なり、問題が少し複雑になったということが十分理解できます。この13回目の協議会の結果、これは委員の皆様がやはり総合的に考えて出された結果と受けとめ、尊重したいと思っております。</p> <p>なお、特に通学時の安全につきましては、子どもたちにとっては非常に大きな事項の</p>

一つだと思いますので、今後、教育委員会としても新しい学校づくりに全力で取り組んでまいりたいと思います。

檜垣委員 委員長

加藤委員長 檜垣委員

檜垣委員 新しい学校に通学する子どもたちの視点に立って、先日は学校の位置を相対的に第三岩淵小学校の位置が望ましいという教育委員会の考え方を示しました。ただし、今回稲付ブロック協議会において、統合新校は第三岩淵小学校の位置に配置し、改築期間中は清水小学校の位置に配置するという事は、第一に尊重すべきことと考えております。

私も再投票の必要はないと思います。教育委員会は、保護者の方々の不安を払拭するために、力を尽くしていくべきだと考えております。

以上です。

教育長 委員長

加藤委員長 教育長

教育長 私からも初めに、この間に頂戴いたしました稲付中学校サブファミリーブロックの小学校適正配置協議会、委員の皆様を初めとする関係の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。

この43号議案の請願についての意見を述べさせていただきたいと思いますが、実は子どもたちは民主主義という言葉の意味について、これは中学校の社会科の公民の中で学ぶこととなります。ただ、民主主義の基本的な考え方については、小学校でも学級会活動などを通じて、話し合いについては協力し合って進める、異なる意見にも耳を傾けて公平に判断したりして、楽しい学級生活を送るために折り合いをつけて、集団決定ができるように指導しているところです。

また、自分の考えと異なる意見に決まっても、気持ちよく協力することの大切さを実践を通して理解できるように配慮している、そういう実態がございます。

また、中学校に入りまして、授業で民主主義について学習することになるわけですが、その中ではより多くの人の意思を反映できる方法として、多数決が行われることを学びます。ただ、多数決に当たっては、単に数の多いほうに決めるのではなくて、異なる立場の人たちが十分に話し合い、合意点を見出すような取り組みが必要であるということも同時に学んでいるところです。

そうしたことから、民主主義は時間がかかるとも言われておりますけれども、稲付中学校のブロックの協議会におかれましては、この協議会方針としてまとまるまでに2年3カ月という長い期間を要してまいりました。ただ、学校の適正配置というのは、一つには新しい学校の誕生ということとともに、学校を中心とした新たなコミュニティを創造していこう、そういう取り組みだと捉えています。ですから、立場やお考えの異なる委

員の皆様が十分に話し合っていたくためには、不可欠な時間であったと思っております。

また、先ほどの質疑の中でもありましたように、手続上の瑕疵があったということも認められないということですので、その上で導き出された協議会方針、この方針を重く受けとめるべきだとも考えています。

合わせて、子どもたちに対しては、決定後は新しい学校づくりのために、関係の皆様が協力して課題の解決と目的の達成に取り組んでいく、そういう民主主義のお手本となれるような姿を我々も力を合わせて全力を尽くしていくべきだと思っております。

したがって、本請願については不採択ということをお願いしたいと思います。

加藤委員長 各委員のご意見を伺いますと、稲付ブロック協議会の方針に沿ってという意見が多かったようです。私も、稲付ブロック協議会の皆様の決定に敬意を表するとともに、多数決の原理を尊重したいと思います。今後は、新しい学校づくりに向けて、地域と保護者、学校が一体となって取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、ご意見をまとめますと、各委員とも不採択で一致しておりますので、不採択にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長 ご異議ないと認め、本請願については不採択といたします。

結果、第43号議案の請願は不採択と決定いたします。

次に、日程第2、第44号議案、教育委員会あての請願について、事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

学校適正配置担当課長 委員長

加藤委員長 学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長 第44号議案につきましては、特に補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

加藤委員長 それでは、本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員 委員長

加藤委員長 森下委員

森下委員 一つ、大切なところを尋ねたいと思うのですが、仕事をもっている保護者にとりましては、子どもたちの放課後の安心・安全な居場所として学童クラブというのは大

変大きな意味を持っていると思うのですね。請願者は、学童クラブについても大変心配をしていらっしゃると思いますが、この点についてはどのように考えているかということが1点です。

また、請願者のご提案にありますように、統合新校の改築までの間、現在の第三岩淵小学校を使用することとした場合、現在の清水小学校は稲付中学校の仮校舎となるわけですね。現在の清水小学校での毎月1回の公開授業を実施することは可能でしょうか。その2点についてお願いします。

学校適正配置担当課長

委員長

加藤委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

まず初めに、学童クラブの利用についてでございます。統合新校が改築されるまでの間に使用する清水小学校につきましては、増築工事を予定しています。現在、三つの学童クラブの児童の受け入れが可能になるような形で、学校内学童ができるようにと考えているところでございます。

また、請願者のご提案でございます清水小学校での公開授業についてでございますが、委員がおっしゃるように統合新校改築を着手するまでの間、統合新校を第三岩淵小学校の位置に配置した場合は、清水小学校は稲付中学校の仮校舎として使用をする形になります。ですので、清水小学校での月1回の公開授業というのを持するのは困難であると考えているところです。

以上でございます。

加藤委員長

ほかに。

檜垣委員

委員長

加藤委員長

檜垣委員

檜垣委員

私も一つ質問をさせていただきます。請願者から通学路の安全性についてなのですが、現在の第三岩淵小学校の通学区域から現在の清水小学校の場所に通学する場合と、現在の清水小学校の通学区域から現在の第三岩淵小学校の場所に通学する場合において、通学路の安全性について大きな違いがありますか。

学校適正配置担当課長

委員長

加藤委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長	現在の第三岩淵小学校の通学区域から現在の清水小学校に通学する場合と、現在の清水小学校の通学区域から現在の第三岩淵小学校の場所に通学するかというのは、いわば裏返しの関係にございます。ですので、個々の児童にとっては通学路の安全性はいずれの学校の場所が選ばれたとしても、大きく変わるものではないと考えてございます。 以上でございます。
加藤委員長	ほかに。
森岡委員	委員長
加藤委員長	森岡委員
森岡委員	質問ですけれども、協議会の方針決定について、協議会の解散後、複数名の元協議会委員、何らかの誤認・錯覚から、自分の意思と異なる投票を行ってしまったと教育委員会に申し出た事実も確認されているということがございました。このような事実があったのかどうか。また、元協議会委員の方の協議会以外の場所での発言が、協議会決定の有効性にも影響が出る可能性があるのかどうかを質問いたしたいと思います。
学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	元協議会委員の方からの教育委員会への申し出ということでございますが、そういったことの正式な事実はございません。また、何らかの影響を受けるかというものですけれども、協議会は第13回の協議会においての協議会方針をもちまして、既に解散をしております。協議会以外での場の発言につきましては、関知をしていないところです。また、協議会方針の有効性につきましては、何ら影響を与えるものではないと考えてございます。 以上でございます。
加藤委員長	ほかに。
嶋谷委員	委員長
加藤委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	一般的なことで少しお聞きしたいのですが、小学生の通学距離について国の基準はあるのでしょうか。また、23区での通学距離の基準はどうなっておりますでしょうか。教えてください。

学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	小学生の通学距離の国の基準でございますけれども、おおむね4 km以内であることが適正ということになってございます。また、23区の通学距離の基準の状況ですけれども、1 kmから1.5 kmというのが1区、1.2 kmというのも1区、1 kmというのが北区を含めまして7区、0.8 kmが1区、0.5 kmが1区、基準がないというところが11区、距離ではなく通学時間として30分以内としているのが1区、以上が23区の状況でございます。
嶋谷委員	ありがとうございます。 すみません、続けて質問させてください。適正配置について、通学距離が1 kmを超える児童はどのぐらいいますか。また、1 kmを超える児童には、どのような対応をするのでしょうか。
学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	平成26年度の状況でございますけれども、統合新校を清水小学校に配置した場合に通学距離が1 kmを超える児童は51名。第三岩淵小学校の位置に配置した場合は1名ということでございます。 また、通学距離が統合によって1 kmを超える児童につきましては、現行の制度におきましても通学に支障があると認められる場合には変更を認めてございます。ですので、こういった制度の周知に努めさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
加藤委員長	ほかに、ご質問はございませんか。 (質疑なし)
加藤委員長	それでは、各委員からの意見をお願いいたします。
森岡委員	委員長
加藤委員長	森岡委員

森岡委員	教育委員会としては学校の位置は相対的に第三岩淵小学校の位置が望ましいという考え方を示してきました。今回、稲付ブロック検討協議会の皆さんが、先ほどから出ています2年3カ月にわたって大変熱心にご協議いただいたその結果、統合新校は第三岩淵小学校の位置に配置し、改築している期間は清水小学校の位置に配置するというところで、尊重すべきことと考えるので、請願者の提案については不採用とするのがよろしいと思います。
加藤委員長	ほかに、ご意見。
森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	私も、今森岡委員が述べられましたが、結論は、請願は不採択と考えております。北区では、日ごろから地域の子どもは地域で育てる、また、地域で守る。やがて、その子どもは地域を支える力となると考えられております。今回、このような視点からも検討の協議会におきましても、保護者や地域の皆様の意見を幅広く取り入れるために、その協議会の委員を小中学校のPTAの代表者及び地域の代表の方々に委員をしていただいてまいりました。私も、協議会委員の皆様のそれぞれの立場や見地に立っての考えの結果を尊重すべきと考え、請願を不採択と考えております。 以上です。
加藤委員長	わかりました。ほかに。
檜垣委員	委員長
加藤委員長	檜垣委員
檜垣委員	教育委員会が策定した学校適正配置計画に沿って、地域の皆様、保護者の皆様に集まっていただいて、適正配置について協議をしていただいております。協議会委員の皆様には、通学距離だけでなく、さまざまな要素を総合的に勘案した上で、意思決定していただいたものと考えております。 したがって、私も請願書の提案については不採択とするのがよいと考えております。
加藤委員長	わかりました。
嶋谷委員	委員長
加藤委員長	嶋谷委員

嶋谷委員 協議会委員の皆様は、協議会の最後の場で決断されたというよりも、長い協議の末に出された結果だと受けとめています。協議会方針を尊重し、私も請願者の提案につきましては不採択とするのがよいと思います。

これからは、子どもたちが安心して学べる環境を整備する必要がありますので、安全対策については地域や保護者の皆様と一緒に、今後十分に検討してまいりたいと思います。

また、新しい学校をすばらしいものにするために、統合前から両校の子どもたちの交流を活発にすることが大切だと考えます。

以上です。

加藤委員長 わかりました。

教育長 委員長

加藤委員長 教育長

教育長 学校適正配置につきましては、学校規模の適正化によりまして、教育環境の向上、これを目指してこれまで取り組んできているわけがございますけれども、その中で学校の規模が違っていても保護者の皆さんのお子様たちに対する思いと、それから地域の皆さんの学校に対する愛着、これに変わりはないと受けとめてまいりました。

協議会委員の皆様については、この2年3カ月という長い期間、真剣に考え、また悩んだ場面も多かったのではないかと思います。その上で、さまざまな要素を総合的に勘案して、この方針を決定されたと受けとめています。

したがって、本請願につきましても不採択ということでお願いしたいと思っております。

加藤委員長 各委員のご意見を伺いますと、稲付ブロック協議会の方針に沿ってという意見が多かったようです。私も稲付ブロック協議会の皆様が長い時間をかけ、十分に話し合って導き出した協議会方針を尊重すべきだと思っております。

ご意見をまとめますと、各委員とも不採択ということで一致しておりますので、不採択にしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、ご異議なしと認め、本請願については不採択といたします。

次に、日程第3、第45号議案「東京都北区立学校第九次（平成28年度）適正配置方針」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

学校適正配置担当課長	委員長
加藤委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	<p>それでは、第45号議案、東京都北区立学校第九次（平成28年度）適正配置方針につきまして、ご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。</p> <p>まず、説明欄でございます。東京都北区立学校の適正配置を推進するため、本案を提出させていただくものでございます。</p> <p>恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。こちらは、第九次適正配置方針の案内図でございます。この地域内3校ございまして、まず、真ん中にごございます統合校の位置というのが、現在の第三岩淵小学校の位置でございまして、西が丘一丁目12番14号に位置してございます。右側、統合校の改築までの間の位置、十条仲原四丁目5番17号、こちらが現在の清水小学校の位置でございまして、</p> <p>恐縮ですが、1ページにお戻りいただきまして、記書きでございます。</p> <p>1、平成28年4月1日に東京都北区立清水小学校と東京都北区立第三岩淵小学校を統合する。</p> <p>2、1の統合校の位置を東京都北区西が丘一丁目12番14号に定める。ただし、統合校を改築するまでの間、東京都北区十条仲原四丁目5番17号に配置する。</p> <p>3、東京都北区立梅木小学校は、存置する。というものでございます。</p> <p>3ページ以降に、参考資料といたしまして、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の委員構成や協議の敬意等を載せてございますが、先ほどの43号議案、44号議案の説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
加藤委員長	この件について、各委員からご質疑、またはご意見はございますか。
森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	先ほどの中でも各委員からいろいろとお話が出ておりましたけれども、今後（仮称）統合推進委員会が設置されるということで、またその中でも丁寧な説明をしながら、子どもたちが安心して統合に進めますように、ぜひみんなで力を合わせてやってもらいたいと強く思います。よろしく申し上げます。
加藤委員長	ほかに、ご意見等ありますか。
	（質疑・意見なし）

加藤委員長 各委員から本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第46号議案「東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、第47号議案「東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、第48号議案「東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第7、第49号議案「東京都北区立体育館施設条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第8、第50号議案「東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・
スポーツ振
興課長

委員長

加藤委員長 生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・
スポーツ振
興課長 私から、第46議案から第50号議案までの五つの議案をあわせて説明をさせていただきたいと思っております。本日机上に配付いたしました説明資料をごらんいただければと思っております。

五つの議案でございますけれども、スポーツの利用に関する施行規則の一部改正でございます。内容としましては、共通する部分等がございますので、一括してこの補足資料で説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1番、改正目的でございます。こちら、五つの規則全てに共通するところでございますけれども、照明の施設料等などの付属施設使用料の還付につきまして、現在の利用状況、あるいは利用者負担の趣旨等を踏まえまして、公平・統一的な運用を図ることを目的とします。

具体的に申し上げますと、照明施設につきましては、通常はナイター時間については事前に照明料をお払いいただくのですが、施設の一部によっては時間帯が夏の時間、例えば照明がいない時間があります。その場合は現地でその場で払うことが可能になるように当日払うことも実際の運用の中でしております。

また、照明料等の負担につきましては、多くが光熱費というのですか、原価に当たる部分がほとんどでございます。そういった意味ではキャンセルをした部分については一定程度還付をするのが負担の原則ということをお考えといたいいのではないかとということで、今回この二つの趣旨から五つの規則に関して取り扱いを変更するというのが今回の趣旨でございます。

以下、詳しく説明をさせていただきます。2番の主な改正内容でございます。今申し上げましたように、共通としましては、照明使用料、あるいは器具の使用料等も含まれるのですが、それにつきましてはキャンセルの時期を問わず全額還付をさせていただくというのが共通事項でございます。

(2)でございます。表記1の規則ということで、1番が東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則でございます。こちらにつきましては、学校の校庭につきまして、学校が使わない夜の時間帯にスポーツ利用に供するということでございます。この部分につきましては、照明料を返還する際に、従前施設使用料ということで照明料が込みの金額設定になっていました。そうすると照明料だけを返金すること難しいということで、これの使用料につきまして、施設使用料と照明料の付随施設使用料に分けさせていただいて、還付ができるように変更するというのが大きな規則1の変更内容でございます。

(3)表記1及び2の規則の改正内容でございます。こちらにつきましては、この規則の中で2分の1を経過しない、使用者の責任によらない理由で一部の時間のみの使用につきましては、3、4、5の規則につきましては、基本的に半額をお返しするところになっておりまして、ほとんどの施設がそういった一部利用に関しては半分を返金するという形になっておりますので、今回規則の1、2につきましてもそれに準じた改正をさせていただくというのが今回の趣旨でございます。

もう少し詳しくご説明しますと、3番の詳細内容でございます。今申し上げましたように照明料等の付随施設使用料につきましては、変更前は、「14日前までが全額、7日前までが半額、それ以降は還付なし」でしたが、今回の改正では、「14日前、7日前、それ以降につきましても全額還付」をさせていただくという内容でございます。

裏面にお進みいただきまして、(2)です。先ほど学校の校庭・夜間の利用につきましては、利用の中身に施設使用料と付随施設使用料を分けるということでございますので、例えば1例で申し上げますと、サッカー利用が照明料込み1時間4,000円だったところが、変更後は施設使用料が2時間2,400円、付随施設使用料が2時間1,600円、同様にテニス利用につきましても、850円、850円と使用料金を分けさせていただきました。

この金額の考え方でございますけれども、サッカー利用は類似で豊島北のスポーツ施設がございます。これはナイター利用が夜間できます。こちらが現在体育施設条例の規則の中に入っております、そちらが同じく2,400円と1,600円、合計4,000円という形ですので、ほぼ形態も似ている、照明等の環境も似ているということで、それに準じて2,400円、1,600円と分けさせていただきました。

また、テニスにつきましては、桐ヶ丘体育館、あるいは滝野川体育館、中央公園のテニス場につきましては、現在使用料が1,200円、照明料が1,200円ということで、ほぼ使用料と照明料が半分半分ということでございますので、1,700円の半分ずつということで850円ずつという金額設定をさせていただいたところでございます。

(3)につきましては、先ほどご説明しました使用者の責任によらない使用時間の2分の1を経過しない場合につきましては、今回全額還付から半額還付ということで、他

の大多数のスポーツ施設と同様に改正をさせていただくものでございます。

4番、適応期日でございますけれども、平成26年12月1日の利用分からと考えております。

恐縮ですけれども、議案をごらんいただいて、おおむね今ご説明したので、簡単に再度説明をさせていただきます。まず、第46号議案の校庭の夜間におけるスポーツ利用につきましては、今の変更内容についての説明というところが内容でございます。大きくは金額を照明料と施設料を分けたというところ、また、施設利用料につきましては、一部利用については半額のカウントというところでございます。

付則の施行期日と説明欄、3ページをごらんいただければと思います。申し上げましたように、施行期日につきましては、12月1日以降の施設、あるいは附属施設の利用について、適応させていただくというところでございます。

説明欄は、今申し上げましたように、施設と附属使用料の枠を分ける、あるいは使用しなかった部分についての還付をするための規則案でございます。

続きまして、学校体育館の47号議案もごらんいただければと思います。こちらにつきましても同趣旨でございます。2ページで、施行期日、説明欄につきましても同様に、規則自体は交付の日ですけれども、スポーツ利用については12月1日以降のスポーツ利用から利用を開始させていただくというところでございます。

説明欄につきましては同様に、使わなかった附属施設の使用料を還付するための規則改正でございます。

同じく48号議案も説明につきましては、先ほどの附属資料で説明をさせていただきました。2ページで付則についても同様に、施行期日等について書かせていただいているところでございます。

49号議案も同様でございます。施行期日、説明欄についても同様でございます。後ほどごらんいただければと思います。

最後に、北ノ台スポーツ多目的広場の規則改正につきましても、説明については先ほどの資料のとおりでございます。施行期日、説明についても同様でございます。

5本の規則、多岐にわたっておりますので、説明が多くあったかと思っておりますけれども、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

加藤委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員 委員長

加藤委員長 森岡委員

森岡委員 各議案とも利用者側に立っての対応でよいと思います。参考として聞かせてほしいのですけれども、これは何か使っている人のほうから何かそういうお話があったのですか。

生涯学習・ スポーツ振 興課長	委員長
加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・ スポーツ振 興課長	<p>利用者の方からの声というよりは、実態という中で、当日支払いを可能にしているという運用が出てきています。その中で一定程度、使用料の考え方を見直した中で、こういった還付案件というのが実は出てきておまして、それについて取り扱いをとということ考えた際に、やはり一律にスポーツ施設の利用あるいはキャンセルの取扱い等について、ここで整理をしようということで、こういう形で整理をさせていただきました。</p> <p>なお、この関係でほかの区の状況も確認したのですが、やはり区によってかなりまちまちで、同じように当日までいいですよということを申し上げつつも、例えば利用の申し込みの一部制限を設けるようなペナルティーを課しているような区があるとか、あるいは同じように7日、14日という設定があったり、二日前だったりということで、区によって事情が異なるのですけれども、そういったほかの区の状況も踏まえつつ、やはり北区のスポーツ利用に関してはどういうことが一番いいのかなということで、利用者のことも考えつつ、あと公平性、安易なキャンセルにつながらないような形ということで考えて、こういうふうにさせていただこうと考えたところでございます。</p> <p>実態としてそういった案件が若干発生しつつあるというのが実態でございます。</p>
森岡委員	ありがとうございました。
加藤委員長	ほかに、ご意見・ご質疑。
檜垣委員	委員長
加藤委員長	檜垣委員
檜垣委員	<p>質問なのですけれども、改正後の第9条についてです。前の部分もありますけれども、使用者の責任によらない理由で使用時間の2分の1を経過しないときは半額であると。雨天のときですとか、天災だとかいろいろなことが考えられると思うのですけれども、事前に7日前までに使用取消しをして半額、そしてさらにその当日に使用者の責任によらない理由で、使用できなかったといったときに、また半額返していただけるのですかとか、そういった問い合わせが入らないとも限らないのではないかと思います。こういう使用料の半額還付の申し出があった場合には、どうなのでしょう。</p>
生涯学習・ スポーツ振 興課長	委員長

加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・ スポーツ振 興課長	使用者のキャンセルの申し出があった場合も、その時点のことが有効になるかと思 いますので、その後、天変地異が起きたからということで、残りの半額部分を返すとい うことにはならないかと思ます。
檜垣委員	通常そう思いますね。
生涯学習・ スポーツ振 興課長	ですので、その辺も利用者に誤解がないように努めてまいりたいと思います。
檜垣委員	よろしく願いいたします。
加藤委員長	ほかに、ご質疑・ご意見はございますか。 (質疑・意見なし)
加藤委員長	ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですの で、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
加藤委員長	異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。 これをもちまして、平成26年第9回教育委員会臨時会を閉会いたします。